

このチラシの配布地域にお住まいの皆様へ

プラスチックの出し方が変わります

令和5年10月から区内の一部地域でモデル事業を開始

新しいプラスチックの出し方

燃やすごみ・資源物として収集している「プラスチック類」と「食品トレー」を新たに設定するプラスチックの日に合わせてまとめて出させていただきます。

(注1) 食品トレーの回収曜日が変わります。

(注2) ペットボトル(本体)の回収曜日は変わりません。



区ホームページでも分別方法の情報を公開しています。

これまで		令和5年10月から
資源物(週1回)	燃やすごみ(週2回)	資源物(プラスチックの日:週1回)
<ul style="list-style-type: none"> ●食品トレー 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック類 →ラのついた包装や容器 →プラスチック製品(概ね30cm以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ●素材が全てプラスチックでできている製品を、一つの袋にまとめて「資源物(プラスチック)」として出す。 

モデル地区と回収曜日

下表のモデル地区にお住まいの方は、令和5年10月からプラスチックの出し方が変わります。

収集品目	資源物(各、週1回)		燃やすごみ(週2回)	燃やさないごみ(月2回)
	古紙・ビン・缶・PET・ 食品トレー	プラスチック ※食品トレー含む		
モデル地区				
墨田4・5丁目	木	金 10/6(金)~	水・土	4丁目: 第2・4火 5丁目: 第1・3火
菊川1~3丁目	金	土 10/7(土)~	月・木	第2・4水
向島1~3丁目	土	木 10/5(木)~	火・金	第1・3月
立花4~6丁目	月	火 10/3(火)~	水・土	第1・3金
亀沢1~4丁目	火	水 10/4(水)~	月・木	第1・3土
業平1~5丁目	水	月 10/2(月)~	火・金	第2・4木

問合せ先

モデル事業全般に関すること
収集作業・分別に関すること

▶すみだ清掃事務所 管理・計画調整係
▶すみだ清掃事務所(分室)

TEL:5608-6922
TEL:3613-2228

回収日当日の朝8時まで
決められた場所へ

週1回/プラスチックの日に回収

安全でキレイなプラスチック100%素材を回収します

▼回収対象となるプラスチックや分別方法（見分け方）等は以下をご覧ください▼

プラスチック製の包装や容器 (プラマーク  が目安)

容器・キャップ類



カップ・パック類



チューブ類

使い切ってから軽くすすいで出してください
(半分に切るとすすぎやすくなります)



トレー (皿型容器) 類

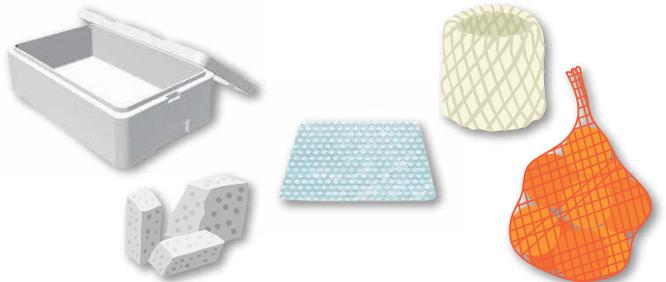
これまで資源物の日に出していた「食品トレー」は、
今後プラスチックの日に出すこととなります



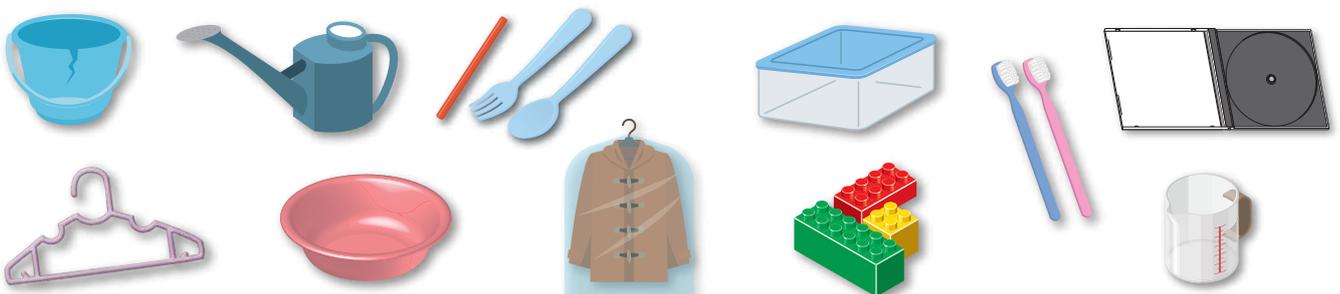
食料品や日用品の袋類



発泡スチロールなど



プラスチック製品 (一辺が概ね30cm以内で、プラスチック素材100%の製品)



プラスチック資源として回収できないもの

NG 軽くすすいでも汚れ※が付着しているもの

※汚れの目安
固形物や触って手に付く程のべたつき、あたり一面に充満するほどにおい

NG 刃物類・発火の危険性があるもの

モバイルバッテリー
加熱式タバコ

NG 在宅医療などで使用したものの

注射器
点滴用具

NG プラスチック以外のものが付着しているもの

ねじやゴム、金属、バッテリーや電気配線が付いているおもちゃ・小型電子機器など

NG その他、回収できないもの
(リサイクル設備の故障原因になるもの)

- 紐・テープ・シート状のもの
※30cm四方に切断すれば回収可
- 手で曲げられない程の厚さがあるもの

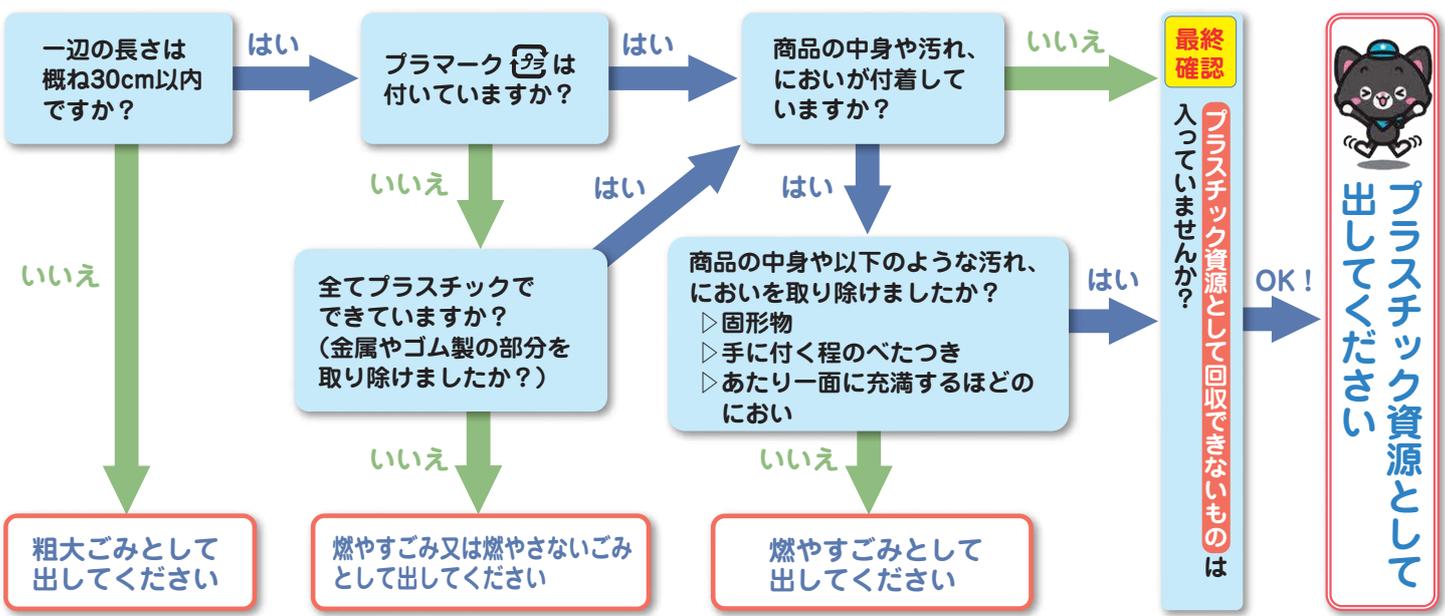
別日に回収 ペットボトル PET

資源物（ペットボトル）の日にしてください。

※リサイクルの方法が異なるため、別回収となります

注：区が資源物として回収するのは、家庭から出されたプラスチックとなります。事業者から出されるプラスチックは回収できません。

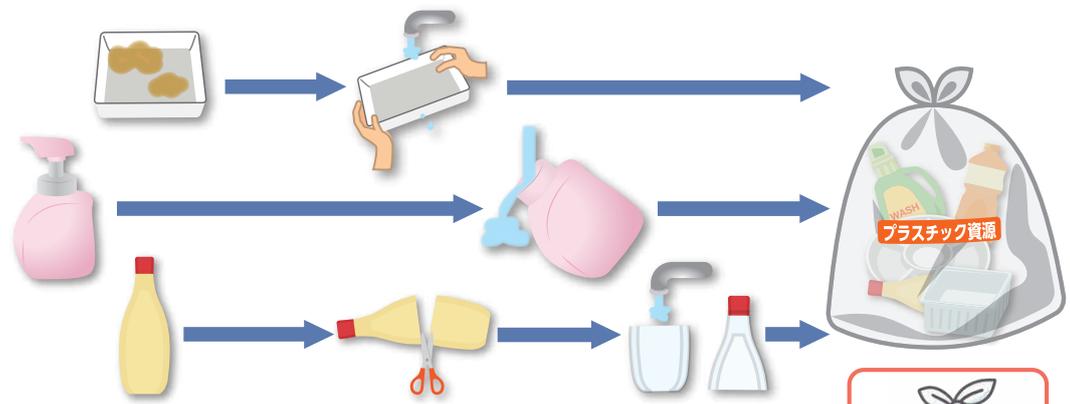
プラスチック資源の分別方法（見分け方）



プラスチック資源の出し方

汚れやにおいがあれば、残り水などで軽くすすぐか汚れを拭き取ったあと、中身の見える袋に入れて朝8時までに集積所などの決められた場所にお出ください。

※「プラスチック資源」としてまとめて1つの袋にいれください

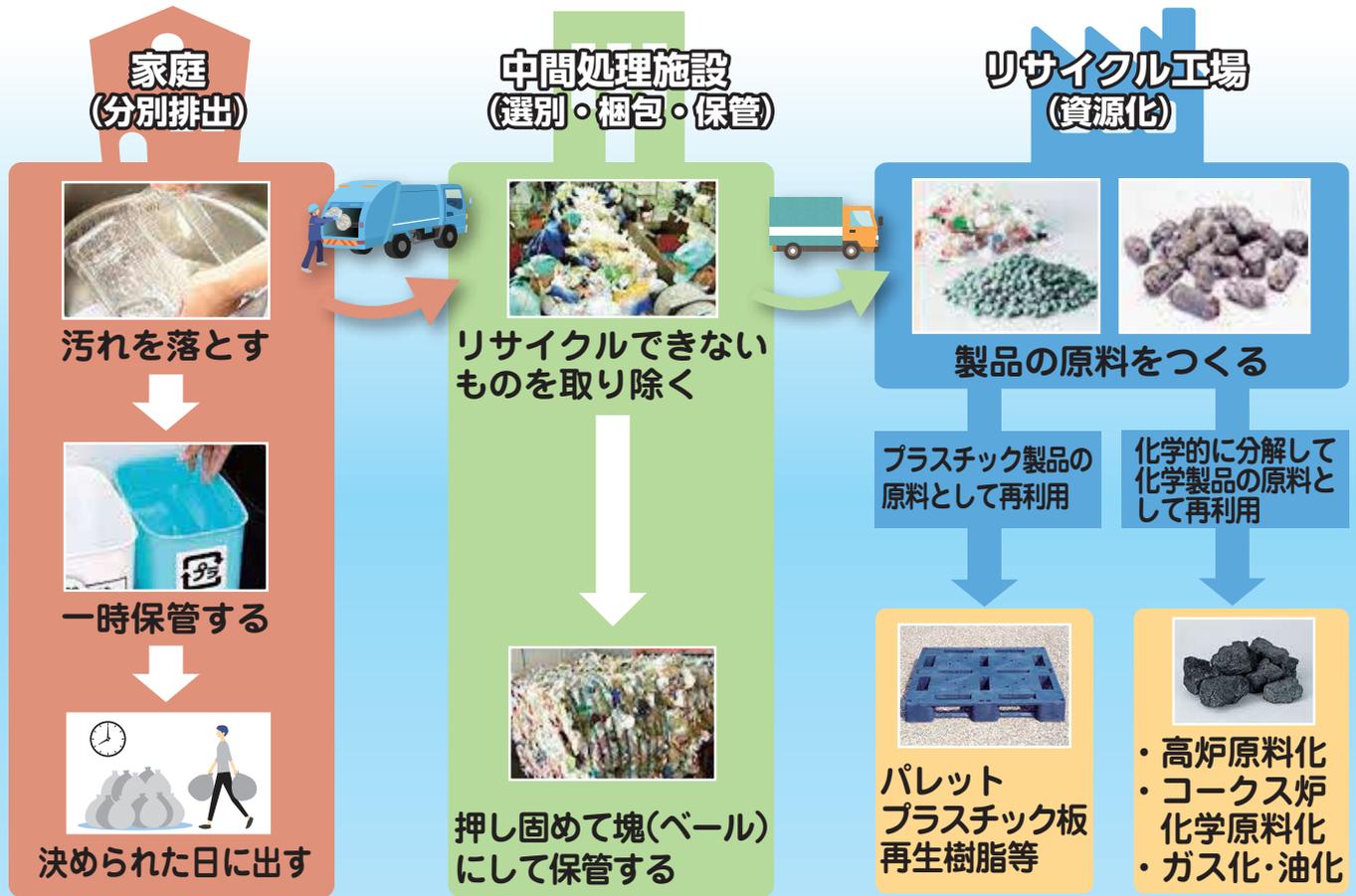


お願い
二重袋にしないでください

回収したプラスチックは、全て袋を破いて中身を確認しています。小さい袋に入れたものを大きな袋に入れるなど、二重にせずそのまま出してください

NG

回収したプラスチックのリサイクルの流れ



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会

●モデル事業へのご理解とご協力をお願い

プラスチックは私たちの日常生活に欠かせない素材ですが、ごみとして処理することに伴う温室効果ガスの排出や海洋汚染など、様々な環境問題を引き起こしています。そのため、国内外でプラスチックの削減と有効利用が課題となっており、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、区市町村に対し「プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックごみ）を分別回収・リサイクルすること」を求めています。

現在、墨田区ではプラスチックを「燃やすごみ」として処分していますが、法の施行を受け、また将来世代に負担をかけない『環境にやさしい持続可能な“すみだ”』を実現していくために、プラスチックを「ごみ」として処分するのではなく、「資源」として有効利用することを始めます。

具体的な実施にあたっては、令和5年10月から区内の一部地域でモデル事業を実施し、検証結果を踏まえ、**令和6年4月から区内全域での本格実施に移行**する予定です。

モデル実施にあたってご不明な点があれば職員が丁寧に説明し、ご協力頂く皆様のご意見やご要望を承りながら本格実施に反映していきますので、ご協力の程よろしくお願いたします。



墨田区は、2021年に「SDGs未来都市」に選定されたとともに、「すみだゼロカーボンシティ 2050宣言」を行いました。

